

日吉津村農業将来ビジョン

令和4年3月

はじめに	・・・P1・2
1 日吉津村農業未来会議で検討した事項	・・・P3
2 農業者からの要望と提言の取りまとめ結果	・・・P4～9
3 日吉津村農業将来ビジョン	・・・P10～13
4 講じるべき施策	・・・P14
別表1 制度運用の改善方針	・・・P15・16
別表2 日吉津村がんばる地域プラン事業の内容	・・・P17～22
別紙1 日吉津村の圃場整備に関する一問一答	・・・P23～33
別紙2 日吉津村農業将来ビジョンと施策の体系	・・・P34

日吉津村農業未来会議
日 吉 津 村

はじめに

本村は、東に中国地方最高峰の大山を望み、北に日本海、西に一級河川の日野川が流れ、豊かな自然環境に恵まれた村です。村全域が都市計画区域となっており、4.2 k m²のコンパクトな村土のなかに、工業、商業、住居、公園、農業など様々な表情があり、魅力があります。都市的な活力を持ちながら、農業者の皆様の営みや地域の活動により維持される豊かな田園環境に囲まれ、住みよい村、住みたい村として、人口は増加傾向が続いています。

しかし一方で、農業を取り巻く環境に目を向けると、農業者の減少は続くとともに、年々高齢化が進み、担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。また、そうしたことを背景とする農地の荒廃地化に歯止めをかけ、環境を維持していくことも求められています。

そのような課題認識のもと、農業者の皆様のお聞きし、施策へ反映していくため、「日吉津村農業の未来を考えるアンケート」を実施し、集落ごとの「農地の未来を語る会」を開催して、ご意見をお聞きしてきました。皆様からは、営農や農地のこと、担い手のこと、農業に関する支援制度のことなど、様々なご意見をいただきましたが、その中に、村の農業将来ビジョンを示して欲しいという意見も複数いただきました。

そうした意見を踏まえ、村の農業将来ビジョンを描き、それを実現するための取組を検討することを目的として、令和2年11月に「日吉津村農業未来会議」（以下「未来会議」）を設置しました。未来会議では、アンケートや座談会等でいただいた意見を整理し、多くの新たな取組のアイデアをいただき、この度、「日吉津村農業将来ビジョン」として取りまとめていただきました。

私自身も全ての未来会議に出席させていただきましたが、その過程のなかで、農業者の皆様の献身的な「助け合い」の力と、地域のつながり、顔の見える関係が日吉津村の強みであるとあらためて認識しました。30年後の将来ビジョンの実現を目指し、日吉津村の強みを最大限に活かし、農業者もそうでない方も、村民みんなの「協働」で取り組みたいと考えております。

農業者の皆様一人ひとりが村の宝、農産物も全てが村の宝です。村民みんなで支え合い、助け合い、次の世代を担う若者たち、子どもたちに、日吉津村の豊かな環境とともに伝えることができるよう、行政としてもしっかりと支援していきたいと思います。

結びに、日吉津村農業将来ビジョンの策定、取組の検討にご尽力いただきました、上場会長をはじめとする農業未来会議の委員の皆様、アンケート・座談会などで意見をいただきました村民の皆様、農業未来会議での検討にご協力、ご助言をいただきました鳥取県西部総合事務所農林局、鳥取県農業農村担い手育成機構、鳥取西部農業協同組合などの関係者の皆様に心からの感謝を申し上げ、引き続いてのご指導、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

令和4年3月

日吉津村
村長 中 田 達 彦

はじめに

日吉津村に暮らす住民の誰もが、これから次の時代になっても未来永劫に、健康で幸せな毎日を過ごして欲しいと思うのは、皆の願いです。

日吉津村の空間の多くは、美しい田畑と空が占めていて、四季折々の風景と大山の遠望が広がっています。農業用の水路は、住居に降った雨を排水する役割を持ち、防火用水の役割もあります。川の堤防や農道は散歩を楽しむ空間でもあります。大雨の時に暴風雨の中で農家が行っている農業用水の調整が、多くの住宅を洪水から守っています。

このような農地や水路の広がりを持つ多面的な機能は、農業者が農作業をすることによって維持され、その果たしている役割を住民の誰もが無償で享受してきたのですが、その農業者の皆さんは数が少なくなり、しかも皆が高齢化して、その仕組みを次の世代へ引き継ぐべき時がやって来ました。

農業は高齢者や農業者がすることで、若い自分には関係がない、甘い思いはしたいけど、苦しい思いはしたくない、辛いことや面倒なことは先送りで投げておけば誰かがするだろう、今だけ金だけ自分だけが大切だ、ということになると、田畑は荒れ放題となり、害虫も湧いてくるでしょう。防災・防犯の観点からの問題や危険も出て来ます。

このような問題に対応し、100年先までの村の活力を維持するために、中田村長の方針により、農業者と日吉津村が協働して取り組む農業未来会議が令和2年11月11日に設置され、13名の委員によって令和4年度末までの2年間をかけて村農業の未来を検討することとなりました。

これからの将来に向かって、村ぐるみの「助け合い」のもとに、将来も多様な農業が展開され、農業に携わる人の経営が成り立ち、食の恵みと幸せを皆で実感できる、そんな村の暮らしが成り立つように検討を重ねてまいります。皆様の元気が湧くように、このビジョンを検討して参りました。

村民のご意見に耳をすまし、それを整理し、今すぐに取り組むこと、順次取り組むこと、将来にわたって永続的に取り組むこと等に区分しながら、「我々の助け合い」を基本にして国、県、村の行政の支援策を最大限に有効活用することにも配慮いたしました。

令和3年12月に住民説明会を開催し、検討の経過とビジョンの考え方を説明し、賛同のご意見をいただきましたので、ここに取りまとめといたします。

この間、鳥取県西部総合事務所や鳥取県農業農村担い手育成機構、JAなどの関係機関の皆様から多くのご指導とご協力をいただいたことに厚く感謝を申し上げます。

これから始まる取り組みに、村民全員に参画していただき、村の農業が持続可能になるようご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年3月

日吉津村農業未来会議
会長 上場重俊

1 日吉津村農業未来会議で検討した事項

(1) 「日吉津村農業の将来ビジョン」(以下将来ビジョンと略す)

〔策定の経過〕

この将来ビジョンは、30年後を目指した農政運営の基本方針として農業者と村が協働で策定するもので、行政手続きとしては村長の決裁で確定するものです。

日吉津村農業未来会議(以下「未来会議」と略す)は令和2年11月に設置の後に、住民の意見の整理から着手して検討を重ね、令和3年12月の住民説明会を経て、令和4年3月にビジョン案として取りまとめました。

★未来会議委員名簿(令和4年3月現在)

氏名	集落	摘要	氏名	集落	摘要
上場 重俊	富吉	会長	立脇 賢二	富吉	
橋井 満義	海川	副会長	福間 純一	今吉	
長谷川 康弘	日吉津上		上野 秀雄	樽屋	
山路 和俊	日吉津下		関 裕介	日吉津下	
齋下 博三	海川		徳原 隆博	富吉	
山内 忠則	海川		熱田 善一	今吉	

★未来会議の開催経過(令和4年3月現在)

令和2年度 3回(11月11日 12月16日 3月5日)

令和3年度 4回(4月28日 7月28日 12月1日 3月23日)

★住民説明会 3回(12月18日午後 19日午前 同夜)

〔日吉津村農業将来ビジョンの要約〕——— 詳細後述

30年後の村の農業〔目標とするビジョン〕

- ① 皆が助け合い幸せに暮らす村
- ② 農地が綺麗で景観の美しい村
- ③ 農業の多様な担い手が活躍する村

10年後の推移

- ① 現在の担い手の経営の維持発展
- ② 担い手の突然の病気 引退
- ③ 新たな担い手の登場
- ④ 農業関係人口の確保

(2) 講じる施策と今後の展開 ——— 後述

2 農業者からの要望と提言の取りまとめ結果

(1) 取りまとめの経過

- ① 過去に、役場が各集落で開催した座談会で出された意見を取りまとめた。
- ② 令和2年12月16日に開催した第2回農業未来会議で委員の意見を取りまとめた。
- ③ 富吉地域資源保全会からの要望を付け加えた。
- ④ 意見の内容を令和3年1～2月に会長と事務局で区分し、カテゴリーごとに整理した。

(2) 取りまとめてみての会長の感想

- ① 対立しているとか、合意出来ない意見は全くなかった。
- ② 発言者は1人でも、多数の人が同感、共感する意見がほとんどだった。
- ③ 意見は全分野に及んでおり、課題を網羅されていると思われた。
- ④ 整理表は意見を要約しているので、その点を留意願いたいことと、一つの発言に複数の意味がある場合にも、どれかの枠に置いているので留意をお願いしたい。
- ⑤ なお、聞き取り対象者は男性が多いので、この他にも女性、若者、子供達などの色々な声や、声なき声があるかもしれない。意見の聞き取りは継続して不断に行うことが必要。

(3) 将来ビジョンの策定方向

今回の全ての意見が実現するように、ビジョンを策定するものとする。

〔日吉津村農政への要望と提言の整理表〕

発言場所

- | | |
|---|---------------|
| A | 農地の未来を語る会での意見 |
| B | 農業未来会議での意見 |
| C | 富吉地域資源保全会の要望書 |

1 日吉津村の農業のビジョンを明確にしてほしい

NO	意見の内容（要約）	場所
1	それぞれの法律がある中で、将来どのような計画をしていくのか。青写真があればわかりやすい。	A
2	農地を守っていく方針を村でしっかり出してほしい。	A
3	魅力のある農業にするためにより具体的な施策を示してほしい。	A
4	農地の改善と合わせ担い手不足の問題も絡めて議論すべき。	A
5	具体的な施策や、ほ場整備の詳細（図面）等、役場の考えを説明してもらったほうが議論が活発になる。	A
6	意見集約ではなく、今後の方向性を示してほしい。「長いスパン」ではなく、単年度計画や中長期計画が必要。	A
7	村が策定する基本構想の案が農業委員会に示されたが、内容が不十分だ。	B
8	村民を上げて「農業の持つ多面的な機能」を守り継承するよう、村は具体的なプログラムを策定し、実行されたい。	C

2 緊急的に実施すべき事項

(1) すぐに取り組めることは、すぐに取り組んでほしい。

NO	意見の内容（要約）	場所
1	村外からきている農家と、実行組合とのつながり、交流するような仕掛けを作 ってほしい。	A
2	自己保有米を作れるようなブロックローテーションを考えてほしい。	A
3	中間管理事業の契約が切れる農地や相続放棄の農地など、荒廃地にならないよ うにしてもらいたい。	B
4	農業用水路の樋門管理者を村が責任をもって募集し、妥当な賃金を払うこと。	C
5	樽屋元川の改良について、第1優先で調査検討をされたい。	C
6	小規模な農道補修の新しい制度を創設されたい。	C

(2) 補助金や支援施策を充実強化のうえで周知してほしい

NO	意見の内容（要約）	場所
1	行政として農業にどれだけ予算を使っているのか。農業機械のリースや水路補 修等、村の予算で行うことも考えないといけない。	A
2	日南町から堆肥を運搬してもらっている。散布も含めて助成できないか。	C
3	畦畔除去への行政からの支援制度をPRしてほしい。	B
4	農業の補助事業をどれだけできるのか？例えば、村内に共同作業場整備も必要 ではないか。	B
5	トラクター運転のための大型免許取得補助をお願いしたい。	B
6	さつまいも、玉ねぎ、施設園芸など畑作と販路については、行政からフォロー を。	B
7	役場には日吉津の野菜の販売を支援してほしい。ふるさと納税の返礼品に使っ てもらっているが、日吉津村だけでも返礼率を上げてほしい。	B

(3) 個別の悩みの相談に乗ってほしい

NO	意見の内容（要約）	場所
1	新北京付近の農道草刈りが不十分。水路掃除、畦畔草刈り等自分でできること はするべき。	A
2	水あての後、水の管理をしていないものがある。隣が耕作放棄地になると管理 が大変。	A
3	草刈りや水路掃除について、地域保全会以外のエリアでも補助が出ないか。	A
4	畔の除去に抵抗がある人が多いが、耕作者にとってはいいことなので進めてほ しい。	A
5	できない人のために、請け負う組織等の検討が必要。売りたい、貸したいとい う方が多い現状を鑑み、今後の方策を検討するべき。	A
6	自分が農業をやめて、後継ぎが農業を継ぐまで間がある（15年程度？）その 間をどうするか悩んでいる。	A
7	作付けが難しい農地がある。親類に頼んでいたが断られた。水路も自分では掃 除できない。	A

3 将来を展望しながら施策を組み立てるべき事項

(1) 将来を展望した、多様な担い手の育成

ア 総論

NO	意見の内容（要約）	場所
1	後継ぎに対して農業のメリットを説明できない。明確なビジョンを示してほしい。	A
2	担い手不足解消のため、育成を急いでほしい。	A
3	現在の担い手がリタイアした場合の想像がつかない（特に水稲）。村外の担い手を呼ぶことも必要。	A
4	個人では維持できないので、村全体として、将来を託せる担い手を増やす必要がある。	B
5	自ら能動的に動き、付加価値を上げ、生産性を上げていくべき。	B
6	水田耕作に魅力がないと思われるのは、米価が安いなど、儲からないことが原因だ。現状の対応としては耕作しない人の農地は、耕作する人に集約化するしかない。	B

イ 多様な働き方や多様な担い手の位置づけ

NO	意見の内容（要約）	場所
1	担い手について、面積が少ない人（1～2ha）も注目してほしい。	A
2	小規模農家に対する対応、支援をしっかりとりたい。	A
3	認定農業者の目標である所得300万円は、ハードルが高いと感じるので、下げてはどうか。	A
4	退職者に農業に関われるような仕掛けづくりが必要。	B
5	人生100年時代において、退職後の働き方は次の重要なテーマ。	B
6	農機具取扱い講習などを実施しながら、高齢者や女性などを集めて農地の管理作業ができる体制づくりが必要。	B
7	儲けはなく半分は趣味で農業している。農地をどのように生かし守っていくかが大事。	B
8	市街化区域や白地の農地維持のため、例えば、条件不利地と考えると2万円/10aの補助はどうか。	B
9	「法人ひえづ」の役割は農地を守ることと考えている。個人では守れなくても仲間で守っていけば、その農地を若い人へ継承して使うことができる。	B
10	営農組織結成に向けて、実行組合で話し合いをし、役場と進めてほしい。	A

ウ 収益性を明確化して就業する人の参考に

NO	意見の内容（要約）	場所
1	現状、水稲では利益が出ない。儲かる作物は何か。	A
2	儲かる農業のモデルケースを先に示してほしい。具体的な試算を。	A
3	儲からないから農業をしない。「どういう作物なら儲かるか」の提示が必要。	B
4	収益性の上がるシステムをつくり、そこに人を引きずり込んでいくよう、行政とタイアップしていかないといけない。	B
5	農業は副業の一つの手段になるのではないかな。	B
6	農業は、若い人の選択肢に入っていないのが課題。人を育てていくことが課題。	B
7	日吉津は都市近郊農業なので、「米+何か」だが、何がいいかを探す必要がある。冬でも出荷できるものが理想。	B

エ 参加の促進、支援施策の周知

NO	意見の内容（要約）	場所
1	若い人が農業に関心を持たせるために何が必要か。	A
2	今の若い人は自分の感覚になっていない。小学校での農業体験は今後生きてくる。	B
3	水田版の家庭菜園的な取り組みとして、村民農園の水田版をしてみてもどうか？	B
4	優れた園芸農家が存在したことなどを含め、日吉津の農業のことを、若い人に話す機会がない。適地適作は重要なテーマの一つであり、若い人への継承が必要。	B
5	退職後3年目の農業でニンニク栽培をしている。退職数年前から準備（種の増殖）してきた。日吉津村の全体的な農業知識はないが、畑の大規模はむしろかしい。	B
6	福間さんや徳原さんの話を若い人に向けて行うことが大事。	B
7	就農5～6年で何とか生活できるレベルになった。最初は何をしていいかわからなかった。父がいたからできた。農業支援制度のPR不足。見えるようにしてほしい。	B
8	家の農業の手伝いをして大きくなった。今農業をしているのは農業の大切さを教わったからかもしれない。	C

(2) 持続可能な農地の維持管理（水路管理、農道管理、草刈りなど）

NO	意見の内容（要約）	場所
1	畔草刈り等、ルールを統一してほしい。	A
2	水稲栽培はケタ草刈が大変。特に土手周辺の農地は範囲が広い。	A
3	畦畔の草刈り、水路掃除は地主ということだが、体力的にできない。依頼できるシステム、組織を作してほしい。	A
4	水路の管理について、現在はボランティア感覚で水路を管理しているが、賃金等をもらえるシステムづくりをしてほしい。	A
5	水路掃除について、（水路沿いに数か所の田があるところで）途中の耕作しない田があったとき、（隣接部分の水路の）掃除しない部分が出てくる。相談する先がないので仕組み作りが必要。	B
6	畦畔や水路について、家族であってもどこの管理作業をしていいかわからない人が多い。（関係記事の掲載があっても）村報を見ない。ある程度強制的に教える仕組みが必要。	B
7	作業する人の仕組み（人的仕組み）も必要。日野町ではアグリサポーター。	B
8	除雪ボランティア募集のように、農道管理ボランティア募集も必要。	B
9	農地維持管理が大きな課題であり、どこも同じ。その打開策として公社があるが、何かの受け皿組織や仕組みを考える必要がある。	B

(3) 将来を展望して土地基盤を整備

ア 圃場整備の必要性

NO	意見の内容（要約）	場所
1	将来を担う人の視点で見て農地の改良、土地改良事業の導入が必要。日吉津の農地では合理化ができない。スマホで操作して水あてする取組もある。（スマート農業）	B
2	水路や農道について緊急的抜本的な対策をお願いしたい。（土地改良補助制度の具体化が必要）	B
3	水路（小さい水路）がかなり傷んでおり、整備が必要。現場を見て対応してほしい。	B
4	パイプを這わせたり、公共性でもって農地を整備していくべき。（土地改良）	B
5	将来を展望した圃場整備について、専門機関の協力を得ながら、基礎調査を実施し、関係農家の意見集約に努められたい。	C

イ 圃場整備に当たっての留意事項

NO	意見の内容（要約）	場所
1	作物ごとに適した面積がある。ほ場整備を進めるならば、作物ごとに区画を分ける必要がある。	A
2	ほ場整備する場合、1区画の大きさはどれくらいか。	A
3	農業用水路の経過、補修の条件等を十分に確認してほしい。	A
4	日吉津でもほ場整備の事例があるので、そこも分析してほしい。	A
5	圃場整備の計画化にあたっては、園芸農家も含めて、将来の営農の発展に資するようにすること。	C
6	圃場整備の調査に当たっては、小ブロックごとに耕作者の意見を踏まえて行うこと。	C
7	用水路を改修する際は、受益者から十分に意見を聞いてから行ってほしい。	A
8	水路の調査をコンサルに依頼するのも一つの手段。	B

ウ 関係者への十分な説明と理解と納得

NO	意見の内容（要約）	場所
1	ほ場整備の説明で、水利費等の増額があると聞いている。その辺も説明してほしい。	A
2	ほ場整備をしたら本当に経営が成り立つようになるのか。	A
3	ほ場整備をした場合、耕作できなくなる期間はどれくらいなのか。	A

エ その他

NO	意見の内容（要約）	場所
1	担い手不足に対する方策、形の悪い農地をどうするか。	A
2	小さいほ場には借り手がいない。農地バンク等の整備をお願いしたい。	A
3	樋門管理については、農業用水路の水口の堰板を放置している人があり、支障が多いので改善が必要。水路だけでも問題がある。	B
4	水路の多面的機能が重要だということを、村民にPRすることが必要。	B

(4) 畑地の利用

NO	意見の内容（要約）	場所
1	畑作をどうするか考えないといけない。	B
2	風向きによって、ネギ栽培の農薬が家の方へ飛んでくるため、難しさがある。	B
3	国道431号以北の住宅が混在する畑地の水路の維持管理について、村と住民で方策を確立されたい。	C

4 参考にするべきその他の意見

NO	意見の内容（要約）	場所
1	村の農政担当者と体制の充実強化	C
73	コメの需要は減ってきたので、他の作物を考えてみる必要がある。	B
15	集落営農は難しい。村が農業公社等を立ち上げてはどうか。	A
63	法人ひえづ・徳原さんのサポートをする人を次につなげることも大切。	B

3 日吉津村農業将来ビジョン（概ね 30 年後までの姿）

(1) 30 年後の日吉津村の景観や人々の暮らし

- ① 国道 431 号沿線には、商業施設が計画的に増え、住宅もやや増加するものの、水田と畑は農地として善良に管理されて、今以上に美しい景観が保たれている。
- ② 農地は、担い手が利用しやすいように整備されて、管理の負担が格段に省力化していると共に、作付けする作目に適した地力が増進し、土質に見合った栽培技術が高位標準化されて豊かな実りと収益が確保されている。
- ③ 美しく活力ある農村として、周辺地域と比較して定住の条件に恵まれており、新しい移住者を温かく受け入れながら、チューリップマラソンを始め、イベントや海浜 運動公園、ヴィレステひえづを訪れる人も多く、若者には住みたい村として人気が一層向上している。
- ④ イチゴ狩り観光農園が立地し、小さくてもきらりと光る「ひえづブランド農産物」が人気で、季節のギフトとしても喜ばれている。
- ⑤ 農地の一部の条件不利地は粗放的な管理に移行し、保全管理されている場合もある。
- ⑥ 子供達は農業と食べ物を通じた教育によって、生命や環境の重要さ、持続可能で勤勉な価値観を学び、故郷に住み続け、故郷をつくり故郷を次の世代に引き継ぐ意志を育んでいる。
- ⑦ 大人と高齢者は生命と心身の健康の基盤が、食と環境と運動にあることを一層深く知り、農作業や地産地消と身土不二によって長寿と幸せを達成し、仲良く和やかに暮らし、子供達を温かく見守っている。

(2) 30 年後の農業に携わる人々の姿

- ① 現在の我々の次を担う人々が、5~10 年後に農業を開始し、概ね 20 年の活躍の後に、次の世代へのバトンタッチを行っていく。
(中田村長が 80 歳、現在の 10 歳が 40 歳)
- ② 主業的に農業経営を行う人は年間 300 万円以上の所得を確保するように取り組み、兼業や年金と組み合わせて準主業的に取り組む人は年間 100 万円以上を目標とし、生きがいや趣味として小規模に取り組む人は 50 万円程度を確保するなど、多様な働き方が組み合わせられて、収益が確実に確保されることを実現する。
(金額の数字は、現在、令和 3 年の経済指標での表記)
- ③ 日吉津村の農業を支えるのは、村内の耕作者はもちろんのこと、現在でも村外から日吉津村の農地で営農する耕作者があり、村内の未利用農地の活用のために、今後も村内外の耕作者が地権者（地主）と地域の協力のもとに共存する。
- ④ 農業で働く人として、高齢者、女性、青年、障がい者、など多様な人が参画している。

- ⑤ 過去、昭和30年台までは、村人のほとんどが農家で、その所得は村の農地からのみ確保され、家業が世襲で継承され、部外者は農業を始められなかった時代があった。その後の高度経済成長期から現在までは過渡期であって、今後の30年は次の時代に入って行く。

農業で所得を得る人は、村全体の中では比較的少数ではあるが、多様な人が一定数参画しており、農地の所有と利用は分離されたものとなる。農地は地主の個人で資産相続されるものだが、公共を形成する個人資産として、地主の善良な管理と、地域住民全体の理解と共助、行政の公助で維持される。

(3) 今後10年間の推移

- ① 現在の農業者は、高齢化するとともに順次引退を余儀なくされ、10年後には現在の農業者のほとんどが引退すると見込まれる。
- ② 一方この将来ビジョンが実行されることによって、新しく耕作を始める人や、世代交代によって地権者としての役目を果たす人が現れて、新旧の世代が入り交じった状態が始まると考えられる。
- ③ 新旧の交代を伴いながら、農業者の合計数は減少が続くものと想定される。
- ④ この間は、現在の農業者が果たしている役割を、次の世代へ引き継ぐ時代となるので、現在の農業者が先輩から受け継いできた農業技術、社会の仕組み、農機具などが、新しい世代へ引き継がれていくことが大切である。
- ⑤ 農地の面積は、大規模な改廃が無い限りは現状と同程度の面積と想定される。
- ⑥ 一方水稻は、過去にも全国のコメ需要の減少にともなって作付面積が減少してきており、将来的には一層減少するものと見込まれる。
- このため、現在のブロックローテーションについては、いずれかの段階での見直しも含めて、継続的な検討が必要と考えられる。

日吉津村水稻作付面積

【2000年 90.7 ha 2020年 64.2ha 2040年推計 30~40ha】

- ⑦ したがって、今後は主業的な担い手への集積を進め、主業的な担い手の経営が成り立つような仕組みを構築することはもとより、主業的な担い手ではない多様な担い手が受け持つ部分への支援や、コメ以外の土地利用型の作物が栽培されることも重要である。
- ⑧ いずれにしても、現在の農業者の引退は、予定されたものでなく突然に現れてくることになるので、利用されていた農地が突然に利用されなくなったり、果たされていた地域での役割に欠員が生じたりすることも懸念される。
- このような事態に対応するためには、利用されなくなった農地を臨時的に誰かが利用したり、再び他の人が利用したりと、継続的に公的な調整や斡旋が不可欠な前提となる。
- ⑨ また、地域ぐるみでこのような将来方向を合意、広報、共有するために、国の制度である「人農地プラン」への取り組みが重要となる。
- したがって、耕作者の耕作希望を常に把握するとともに、引退を予定する人の

状況も常に把握して農地の利用最適化を果たすことが重要であり、農業委員会との連携強化が一層重要となっていく。

- ⑩ その際の視点として、企業が単に利己主義的に株主の営利のためだけのものではなく、関連企業、従業員、地域住民との公的な関連の中で立地するように、農業の担い手も、多様にお互いに連携協力し、地域ぐるみで維持発展するという考え方が重要である。

(4) 未来へ繋がる農業者への長期的かつ重要な支援と視点

- ① 過去には家業として個人的な責任で農業を継承されていた時代から、現在の過渡期を経て、未来の時代には公的な支援で就農を確保する時代となる。

- ② これからは、農業を新しく始める人への啓発活動、信頼される情報の提供、目標となる経営数値、他地域での情報などの提供、就農初期の支援の具体化などを家業と家に代わって、役場が行う必要があり、それがあって初めて新しい就農が実現する。

- ③ また、現在の国、県の農業政策は、個別の農業経営を支援する仕組みとして発展してきており、地域の仕組みを支援する政策となっていない。

したがって、このプランに基づく施策は次の視点で設定することとする。

○村内に存在するポテンシャルを発掘し、活かし、ブラッシュアップする

★人材 ★農地 ★農機具 ★農産物 など

○行政が指定し、住民が協働して取り組む。

- ④ 農業は農地関連法を始め複雑多岐にわたる法制度でしばられており、従来の農業者はもとより、新しく始める人にとって敷居が低く信頼できる相談対応窓口が不可欠である。

- ⑤ 農業は年1回の収穫で、気象と需給変動に左右され、国際的な経済動向にも左右されるなど、不安定で収益性が低く、その傾向は今後も変化はないと思われる。従って、農業をする人の勇気を引き出すような施策と間接的な必要最低限な支援は必要である。

- ⑥ 時代環境へ対応した技術の導入と持続可能な農業の実現

ア デジタル化の進展、カーボンニュートラル到来など、今後の技術の進展に適合できる農業を模索する必要がある。

イ 農業に携わる者自身が対応に努力するのはもちろんだが、支援する村当局は国県などからの情報収集に努めて、持続可能な農業の実現に意識を集中することが必要である。

ウ 但し、いつの時代でも生産力の向上、省力化などの経営の基本は変わらないので、当事者は常に経営の合理化に努める必要がある。

- ⑦ 農地を持つが農業を止めた人への対応

ア 現在我が国では、農地、住宅用地、住宅などの個人資産は、相続によって次世代へ継承される仕組みとなっている。

イ 農業はしない、できない、といっても農地は継承する必要があり、これ

は権利でもあり義務とも言えるが、多くの場合には「困った状況」と受け取られている。

ウ 個人資産が相続で継承されることは、我が国の憲法、民法の根幹をなす制度であって、将来も変更は考えられないものとなっている。

エ 従って、相続が困難な特殊な場合には、それに対応する特殊な制度で処理するとしても、大部分については適切に相続されて、自分の農地がどこにありどうなっているかを当事者が把握できることが必要となっている。

オ 現在までのところは、高齢化によって世代交代が遅れたために、この点についての社会全体の意識が整っていないが、これから 30 年間は、この点の意識が深まる期間と言える。

カ 従って、農地相談の窓口を設置し、地権者の多様な相談に対応することが特に重要である。

相談の内容には農地制度に関するもの、相続や贈与に係わるもの、農地の転用や売買など、専門的で広範囲なものが想定されるので、相談に対応出来る能力を備え、信頼される相談窓口となることが重要である。

このため、農業委員を加えた専門スタッフがワンストップで対応に当たるとともに、専門の相談所への紹介や情報の管理を行うことが必要となる。

4 講じるべき施策

(1) 施策の体系

農業将来ビジョンを実現するための施策は次の区分とし、行政と住民の協働で取り組むものとする。

A 制度運用の改善〔令和3年度中から改善実施中〕

○住民の意見に対応するように9項目を設定して取り組む—詳細は別表1

B がんばる地域プラン事業〔令和4年度から5年間事業〕

○助け合いの事業を11項目設定し、県事業採択を受けて実施—詳細は別表2

C 農業者による将来設計〔令和4年度から検討開始—農家の合意形成と決断〕

① ブロックローテーションの見直し

★耕作者の話し合いにより、水利の問題点の明確化と解決方策の検討

② 圃場整備についての検討

★農家の検討に供するため、当面は一問一答集を作成した—詳細別紙

(2) 施策の実施体制

将来ビジョンの実現に係る各種事業を推進するため、「将来ビジョン推進本部」を設置し、その推進にあたる。併せて、計画的で効果的な事業実施について協議するため「将来ビジョン推進本部会議」を設置し、事業の推進を図るものとする。

① 「将来ビジョン推進本部」を設置 —— がんばる地域プランで予算化

② ★（本部長）村長

★（本部会議委員）未来会議会長、副会長 農業委員会会長

★（事務局長）建設産業課長

★（事務局員）建設産業課職員 全員

★（担当者）専任を1名配置

(3) 施策の運営と見直しの方針

① 施策は行政と住民の協働で実施するものとし、常に点検し、住民の声に基づいて、不断の改善に努めます。

② その際、村民の主体性と責任ある行動を尊重し、助け合いをテーマに施策を運用します。

③ がんばる地域プランの5年後以降の施策については、成果を検討したうえで、その後の必要な施策を検討します。

農業未来会議	事務局
日吉津村建設産業課	
課長	益田英則
主査	斉古直樹
係長	増本唯史

制度運用の改善方針

別表 1

No	要望 意見	役場の改善方針 [なるべく早く検討し対応する]	実施時期
1	村外からの耕作者と地元(地権者、周辺農家)との繋がりをつくるべき	<p>◎ 村外耕作者と地元の繋がりをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ★村外耕作者の会を作り村の方針を伝える ★村外耕作者の意向を農業委員会や再生協へ伝える ★地元の意向を村外耕作者へ伝える ★ビジョン説明会への参加を依頼する ★ブロックローテーション見直しに係る座談会への参加を依頼する 	R3 年度 取組み開始
2	自己保有米を作れるようブロックローテーションを考えて欲しい	<p>◎ ブロックローテーションの見直しを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ★飼料用米ブロックの活用なども考える（個別対応） ★見直しに係る座談会を数ブロックごとに実施する 	R3 年度内 検討開始
3	賃貸契約の切れる農地や相続放棄の農地が荒廃しないようにして欲しい	<p>◎ 農地業務を適切に運用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ★担い手の話し合いをすすめ、情報提供を進める ★該当農地の周辺状況を十分に把握する ★担い手の意向をしっかりと確認する ★農地利用の最適化に向けて、関係機関等との連携協力を進める ★地域全体で最適な利用となるよう利用調整を進める ★該当農地と担い手のマッチングを図る ★農地の所有者責任を周知していく <ul style="list-style-type: none"> ・農地所有者に対して適正管理するよう働きかける 	R3 年度 取組み開始

4	樋門管理者の配置は農家だけの努力でなく行政も募集に協力して欲しい	◎ 地域資源保全会、土地改良区と連携し協力する ★樋門管理の重要性を広報する	R4年度 取組み開始
5	樽屋の元川の改良を優先的に進めて欲しい	◎ そのように検討する	R4年 取組み開始
6	小規模な農道補修の新たな制度を創設されたい	◎ 地域資源保全会、土地改良区、地権者などの応分な負担を前提に新たな制度をつくる。	R3年12月 一部予算化
7	村民農園の運営を見直すべき	◎ 運営を改善する ★大区画、小区画に加え、中区画を設定する ★利用者への情報提供を改善し、耕作可能な農地の情報を提供する ◎ 稲作体験農場も新規に検討する（がんばる地域プラン）	R3年度 取組み開始
8	幹線水路法面の草刈り慣行ルール、水路清掃のルールなどを見直して欲しい。担い手の負担が大きすぎる。	◎ 自治会、実行組合などと協議して改善を進める ★慣行ルールの調査、整理を行う ★幹線水路法面の草刈りルールを見直す ★水路清掃の実情を把握して改善を進める ★道路側溝兼用の農業用水路について管理者を明確化する ★国・県・村道に隣接する農地の法面や路肩の管理者を明確化する	R4年度 検討開始
9	農業施策の広報に努めるべき	◎ 広報に努力する ★CATVの活用、村報の活用、ホームページの活用に努める ★記事の計画化を進める	R3年度 取組み開始

日吉津村がんばる地域プラン事業の内容

別表 2

○プランの名称 **未来へ繋ぎ繋がる村の田畑と農業**

○事業実施期間 **令和4年度から5年間**

1 地域農業を継承するための、人の側面からの取り組み **助け合いのむらづくり**

NO	区 分	内 容	備 考
1	日吉津村将来ビジョン 推進本部の設置	会計年度任用職員1名の配置 職員の事務を補佐 事務費を計上 〔255.9万円/年〕	○本部長 村長 ○委員 農業未来会議会長、副会長、農業委員長 ○事務局長 課長 ○事務局員 建設産業職員全員
2	よろず相談窓口設置	○月1回 予約制で実施 事前広報に努める ○有識者2名 職員1名で対応 ○農業委員1名は案件に応じて対応 ○農業に関する全般の相談に対応し、安心と信頼を確保する。 (相続、贈与、継承、引退、年金、就農、生活など) 〔有識者2名 53.4万円/年〕	○通常の農地利用調整の相談は、従来どおり農業委員会の業務として農業委員会事務局と農業委員が対応 ○相談内容によって、専門的な相談窓口の紹介や連携を行う。
3	多くの多様な人材の掘り起こしと明確化	多くの人材の多様な能力を村の農業の持続に結び付ける A アグリマイスターの認定 10人 5年 ○退職営農準備者、次世代ジュニアからの相談対応や見守り、声掛け ○熟練した技能や豊かな経験を持つ人を任命 〔研修会と活動手当 43.8万円/年〕 B 次世代ジュニア交流事業 2回/年 数名/年 農業に関心のある(ありそうな)若者や女性に声掛けを行い、アグリマイスターとの交流会を実施する。	○次世代の育成を村ぐるみで進める ○仲間づくりのツールとして農業を活用する ○個別の状況に応じて、相談窓口での助言や次のステップを準備する

		<p>C 退職営農準備隊設置 年2回広報、募集 数名/年 退職後の営農を考えている人の準備を支援するため、相談窓口での助言や活用可能な施策を紹介する。</p> <p>D 村認定耕作者の認定 10~20名 5年間 国の認定農業者の水準には至らないが、村農業において中心的役割を担っており、村において支援を必要とする農業者を認定する。 (募集 自薦 他薦あり、認定要領作成)</p>	<p>○交流会への参加も推奨する</p> <p>○がんばる農家には、年齢や規模に関係なく柔軟に補助対象とし、村ぐるみで支援する</p> <p>○後述の「お助け隊」「農業機械施設バンク」「日吉津村版がんばる農家プラン補助事業」などの支援対象とする</p>
4	農作業お助け隊の設置と運営	<p>○お助け隊員の募集〔非農家も対象 村外へも募集〕 ★草刈り、耕耘、単純作業などを短時間でも可能な人を募集する 年2回募集 登録 20人程度想定</p> <p>○お助け希望の募集 ★認定農業者、村認定耕作者をはじめとする農業者からの作業の希望を募集する 随時実施</p>	<p>○双方の希望をリスト化する</p> <p>○マッチングを行う</p> <p>○作業料金は農業委員会が定める標準料金を基本とする</p> <p>○実施状況を見ながら、逐次の改善を図る</p>
5	農業機械施設バンクの設置と運営	<p>○貸し出し、譲渡可能な農業機械、施設のリスト化 ★広報募集、現場確認、見積もりの上でリスト化</p> <p>○村認定耕作者をはじめとする農業者から、借り受け、譲り受け希望の農業機械、施設を募集しリスト化</p> <p>○マッチングの実施</p> <p>○管理と利用 ★管理は所有者が行う。利用者の利用方法は契約で個別に定める。</p>	<p>○双方の希望をリスト化する</p> <p>○マッチングは推進本部事務局が個別に支援する</p> <p>○貸し出しまたは譲渡の価格は見積りを参考に所有者・借(譲)受者間の協議の上で合意することを原則にする</p> <p>○実施状況を見ながら、逐次の改善を行う</p>

6	就農促進と営農支援	<p>A 経営指標の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営農類型ごとの所得などの指標を明確化する サツマイモ、イチジクなどの特産畑作物も含む ○ホームページで公表する他、相談窓口や交流会での見える化に供する。 <p>B 日吉津村版「がんばる農家プラン補助事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○村認定耕作者で構成する任意組織にとって必要と見込まれる場合に補助を行う 採択数 2件/年平均 補助対象事業費上限 150万円/件 補助率 事業費の2分の1 〔補助金 2件 150万円/年（事業費 300万円/年）〕 	○県の協力支援を予定
7	農業関係人口の創出と農業への理解の促進	<p>広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○CATV（ひえづ113チャンネル）で <ul style="list-style-type: none"> ①農業者の活躍する姿 ②市民農園などの活動 ③農業の魅力 などを計画的に伝える ○企画編集委員会を設置して計画を策定する <ul style="list-style-type: none"> ○専門業者へ企画番組作成を依頼 年1本 5年間 ○その他、計画的にCATV取材で日常番組を構成 〔委員会委員報酬と委託料 64.9万円/年〕 	○専門業者とは別に、役場CATV担当課による編集・放映

2 地域農業を継承するための、農地の側面からの取り組み 地力の向上と環境への配慮

NO	区 分	内 容	備 考
8	地力向上等支援事業	<p>A 土壌調査と施肥設計支援事業 年1回実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○希望者は土壌を採取して持参する ○土壌調査の上で施肥設計を助言する 〔分析費用 50万円/年〕 <p>B 堆肥投入支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○購入希望者は地番、面積、数量を推進本部事務局へ申し込む ○推進本部事務局が斡旋、手配する 菌床堆肥は無料、その他の堆肥は有料（時価） ○堆肥散布作業はお助け隊を利用して支援する ○堆肥代と散布作業代の2/3を支援 〔購入費と散布作業費 208.8万円/年 (ただし2年目から)〕 <p>C 収量向上支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○病害虫による被害で収量減少が生じないように発生予察を実施 〔予察費用 2万円/年〕 	<ul style="list-style-type: none"> ○日吉津村は水田、畑ともに砂質土壌であり近年は有機物（堆肥）の投入がされていない ○JA、普及所との連携で実施する

9	環境維持支払い交付金	集落周辺の農振白地を耕作する農業者に対して条件不利を補填するよう支援する 現状 20人 8ha [交付金 48.8万円/年]	○日吉津村は全村が都市計画区域内にあり集落周辺の農地は住宅への転用が容易な農振白地になっており、担い手への集積不可能な農地であり荒廃の懸念が大きい、住環境にとって重要な役割を果たしている ○このような区画狭小、水利不便な条件不利地を犠牲的に耕作する者に対して支援し環境との調和を図る
---	------------	---	--

3 地域農業を継承するための 特産物育成からの取り組み きらりと光る村の宝づくり

NO	区 分	内 容	備 考
10	村の宝づくり事業	<p>A 村の宝づくりの品目を指定する</p> <p>○面積、数量、生産者の数に関係なく、農業者の熱意と創意工夫によって特産物となり得る品目を指定する。(農業委員会の推薦により村が指定) 令和4年度指定 候補品目 イチジク、サツマイモ</p> <p>B 栽培と商品化支援の情報提供</p> <p>○生産者の希望に即して、栽培技術の情報を県の普及所、試験場から提供する。 ○商品化と販路について、商工サイドからの支援を検討する</p> <p>C 販売支援</p> <p>○ふるさと納税の返礼品としての扱いを推進する ○ホームページ、村報、CATVなどを通じて村民への広報を充実し、ギフト商材としての販売を支援する</p> <p>D 宝づくり委員会の設置</p> <p>○事業を推進するため、生産者、ふれあい生活館利用者、</p>	<p>○村から県へ支援を要請する</p>

		商工団体、J Aアスパル、県等で構成する委員会を設置する [委員報酬 6万円/年] ○支援施策については委員会で協議決定する [資材費等 15万円/年]	
--	--	---	--

4 地域農業を継承するための 住居、作業場側面からの取り組み **新規参入者への支援**

NO	区分	内容	備考
11	住居、作業場確保事業	<p>A 利用可能な空家、作業場のリスト化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規参入する人が利用可能な空家と作業場のリスト化を行う [令和5年度実施、隔年でメンテ] ○利用に当たっての条件を明確にする <p>B 住居、作業場改修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援対象者は、新規に就農する者または規模を拡大する者で構成する任意組織で、A のリストの物件を修理して利用したい場合とする [村へ申請 審査 次年度予算化 事業期間で1件対象] <p>[補助対象修繕費の上限 500万円 補助率 1/2 (事業費 500万円)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○作業場は農家の屋敷の中にあり、住居と一体になっている他、作業の音が隣家に聞こえることから、離農した農家の作業場が活用されていない ○新規に就農する場合や規模拡大に当たっては作業場の確保が課題となっている

日吉津村農業未来会議
日吉津村建設産業課
鳥取県西部農林局地域整備課

日吉津村では、農家の声を基にした農業将来ビジョンを作るために農業未来会議を設置して今後の施策を検討しています。

水田を耕作している農家からは、水路や農道が老朽化して不便な現状の中で、高齢化している農業者が世代交替をしていくためには、将来を展望した圃場整備が必要だという意見や、そのための制度が分からないといった意見が多く出されています。

また一方では、現状で十分ではないかとの慎重な意見や、判断する前に色々な判断材料が知りたいとの意見もあります。

圃場整備を行うにあたっては、関係農家（地権者、耕作者）の同意によって進められることとなりますし、また、村内全域で同時に整備することは非現実的でもあります。

このため、日吉津村農業未来会議では、まずは圃場整備に関する一問一答集を県に依頼して作成し、農家の皆さんに配布説明して、今後の検討にあたっての参考にしていただくこととしました。

今後の検討をどのように進めるのかは未定であることと、文中の補助率や制度の詳細は時価の経過とともに変更がある場合もあるので、検討が開始される時には改めて周知確認することをご了解ください。

Q1 圃場整備の目的は何ですか？

A1

- ① 田んぼや畑が小さくて形が悪い、水があて越しで不便、農道が狭い等、耕作する人にとって農作業がしづらく、生産性の悪い農地については、圃場整備によって、農作業がしやすく収益のあがる農地に作り変える事を目的としています。
- ② 地主が耕作する場合だけでなく、誰かに耕作してもらおう（農地を貸し出す）場合にも、耕作の条件が悪いと担い手の農業経営が継続困難になるので、国と県などが補助をして圃場整備を進めています。
- ③ 特に現在の農機具の性能の向上は著しく、今後は ICT への対応などが見込まれることから、将来を展望すると圃場整備は不可欠となりますので、既に圃場整備の終わったところでも再整備の希望もあります。

Q2 日吉津村の農地の①圃場整備の経過と②農地の現状、課題は何ですか？

A2

① <別紙1>のとおりです。

★部分的に整備はされてきましたが、全体の整備はしてありません。

★海岸の延伸と日野川の洪水で出来た土地を先祖が開拓してきた農地で、微妙な高低差があり土質も複雑です。

② 整備後 20 年以上が経過し古くなってきているため、表に示した課題が顕著です。

★水田の多くは排水が良好で、転作野菜の栽培には適しています。

★稲作では規模拡大に困難が多く、県内の他の地域に比べて生産性が劣ります。

★村内の場所・場所によって、課題が違います。

内容	主な課題
田んぼや畑の不具合	○小さくて形が悪く農作業がしづらい ○土質によっては生産力が低い ○畦畔が多く草刈りに労力が必要
水路の不具合	○水漏れ、水が流れ難い、あて越しで水が取りづらい ○水落しのない圃場があって水管理がしにくい ○水路掃除が困難になってきた ○水管理が不十分で除草剤、肥料が効かない
農道の不具合	○狭くてすれ違いができない、デコボコで走りにくい
(その他)	○所有者と耕作者の役割分担があやふや
草刈り・泥上げの不具合	○幹線水路の草刈り慣行が困難になってきた

Q3 一般的に、圃場整備をする①工事の内容は何ですか？
また、その工事によって②どのようなことが実現できるのですか？

A3

① 工事の内容は以下のとおりです。

工事の内容	主な効果
田んぼや畑の区画整理・拡大	○農作業がしやすい形、営農規模の拡大 ○草刈り労力の減少
土質の改良 排水改良	○生産力と収益性の向上 ○輪作が可能
水路の整備	○水管理が省力化（タイマー等で自動化可能） ○肥料、除草剤の効果発現 ○直播栽培の可能性
農道の整備	○車のすれ違い、大型機械での営農

②工事によって以下が実現できます。

- ★ 耕作を行う担い手農家の経営規模が拡大し、経営が安定し発展します。
- ★ 雇用を導入した経営となり、多様な働きかたが可能になります。
- ★ 農業の継続により、村の景観や自然環境が維持できます。

Q4 そのような圃場整備をしている場所があれば、視察に行きたいのですがどこですか？

A4

- ① 日吉津村と同じような条件で参考になる所としては、北栄町中北条地区、下北条地区があります。この地区は整備後、約20年が経過して営農も安定していますので営農の内容についても参考になります。
- ② また、最近の事例で、最新式の低圧型パイプラインの整備地区としては、島根県安来市能義第2地区があります。なお、能義第2地区を視察する場合には、資料代として1団体2万円が必要となります。

Q5 ①工事の経費はどの程度で、②補助率や自己負担の程度はどのようですか？
③ 補助金のメニュー、採択要件、補助率などはどのようですか？

A5

- ① 工事の経費は、移動させる土の量や、大きな構造物（橋等）の有無により変わりますが、過去の実績等から10a当り130～250万円程度となります。（中には10a当り300万円の地区もあります。）
- ② 圃場整備を行う主な事業の採択要件などは<別紙2>のとおりです。
 - ★近年は、採択要件が満たされれば、受益者（地主または耕作者）の負担が全くないか、極めて少ないタイプの補助事業が出来ています。現在、県内の各地区での取組みが進められています。
 - ★特に農地中間管理事業によって担い手に農地を集積することが重要となっています。
 - ★米子市皆生地区もこの事業により、受益者負担の無い事業で整備されました。
 - ★但し、工事費の負担が無くても、将来の設備更新のための積み立てや、水利費などは負荷されます。

Q6 ①自己負担の借り入れや②償還年数、③年当たり償還額はどのようですか？

A6

自己負担の無い補助事業の場合には、自己負担はありませんが、仮に自己負担が必要な補助事業の場合には、融資制度を利用することができます。

- ① 農家負担を伴う事業で実施した場合、日本政策金融公庫等から借り入れることができます。(年利 0.45% : R3.5 時点)
- ② 事例として、5年据置、10年償還で事業を実施している地区があります。
※5年据置、10年償還—借入から5年間は利息のみ、6年目から15年目までの10年間で借入金を償還。
- ③ 仮に受益面積40ha、総事業費8億円(農家負担12%)とした場合、年償還額は以下のとおりとなります。

10a 当りの総負担額	10a 当りの年償還額
約10～250千円	約10～20千円

Q7 賃貸借の場合には、自己負担は地主が負担しますか、耕作者が負担しますか？

A7

両者の話し合いにより、地主または耕作者のどちらかに決めていただきます。どちらでも可能です。

Q8 ①事業を行うかどうか、②農家の意向調査や③意志決定はどのようにして行うのですか？

A8

(1) 農家代表による話し合いと農家(地主、耕作者)の意向調査から始まります。

- ① 圃場整備をしなくても、水の不便な場所は畑地として利用し、野菜や麦、大豆を作付けする営農もあります。
但し、その場合でも圃場区画が広い方が生産性は向上しますので、圃場整備に向かう考え方もあります。
- ② 用水の便利な場所は、圃場整備をしなくても、主食用米や飼料用米を作ることができます。
しかし、圃場整備をしたほうが、担い手にとっては、将来的な営農の展望が見えてきます。
- ③ なお、その場合にあっても、将来的には米の需要は更に減少し、転作が拡大して行くので、地域として転作をどうするか、今のブロックローテーショ

ンをどうするかといった課題に対応することが必要です。

- ④ したがって、まずは、地域の農業事情をよく知っている方を中心に検討会を立ち上げることが必要です。

日吉津村では農業未来会議が設置されており、すでに多くの意見が出されていますので、今後はそのまま農業未来会議で検討されるか、別途に農家代表の会を組織するのは村が判断します。

- (2) 次に、日吉津村では、今後誰が、どのような農業を行うのか、圃場整備を行うのかどうか、行うとすれば農家（地主、耕作者）にどのような要望があるかについて、意向調査（アンケート調査）を行います。

- ① 事業は、県営または団体営（市町村等が主体）で行いますが、農家（地主、耕作者）の要望を踏まえて、農家代表を中心に企画検討されることが原則です。
- ② 意向調査の結果に基づき、農家代表者での協議と、農家の座談会を行い、事業実施の方向性を定めて行きます。

【意向調査の要点】

営農の現状について	○誰が耕作して、何を作付けしていますか
	○誰が草刈りや泥上げをしていますか
	○困っていることや課題は何ですか
将来の営農について	○誰が耕作をして、何を作付けしますか
	○誰が草刈りや泥上げをしますか
改善すべき課題	○何を改善すべきだと思えますか
	○圃場整備は必要だと思えますか
	○どのような圃場整備に期待しますか

- (3) 営農将来構想と圃場整備事業計画案の作成

- ① 日吉津村の地元意向調査（アンケート調査）の結果を基に、農家によって地域ごとの話し合いにより営農将来構想を作成していただきます。この将来構想は「人・農地プラン」と同じ趣旨のものとなります。
- ② 日吉津村の場合には、どの範囲で話し合いを行うのか、どの範囲で何を改善するのがポイントとなりますので、工夫をしながら進めて行くことが必要です。農家代表と行政が協議しながら決めて行きます。
- ③ 営農将来構想を基に、事業主体（県又は日吉津村）が圃場整備事業計画案を策定します。

(4) 圃場整備事業計画の決定（農家同意）

- ① 土地改良法の規定により、圃場整備事業計画案について、受益農家（所有者若しくは耕作者）の2/3以上の書面による同意を得て圃場整備事業計画として決定します。
- ② 計画が決定されると、反対された人も事業に参加することが義務付けられます。しかし、地域の話し合いにより反対された人の圃場を事業計画の対象外として、事業計画を決定する場合があります。

Q9 事業の工程はどのような期間をかけて行うのですか？

A9

県営事業で実施する場合の一般的な流れは以下のとおりです。
なお、1～2年目の地域の話し合いの中で、地域の考え方（誰が、何を、どれだけ作っていくか等）をまとめることが大切です。

年数	主な動き	実施する主体
1～2年目	事業実施に向けた地域の話し合い	受益農家
3～4年目	事業採択に向けた計画策定 農家の同意決定	県 受益農家
5年目	工事に向けた調査設計	県
6～9年目	工事実施、換地	県、村

Q10 工事中は作付けが出来ないのですが、収入の減少は誰が負担しますか？

A10

工事期間中の収入の減少は自己負担となります。

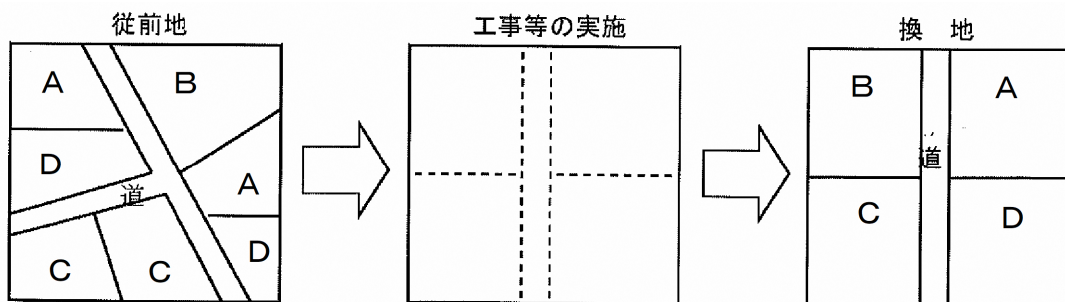
Q11 ①換地ということはどのようなことですか？②必ず換地を行う必要があるのですか？③畦畔がなくてもGPSで境界がわかると聞きましたが本当ですか？

A11

- ① 農地の権利関係（所有権・耕作権）を一旦白紙にして、圃場整備後の農地に移動させるものです。

- ② ほ場の場所・形状等が変わる場合は、その旨を法務局に届け出る必要があるため、換地は必要となります。
- ③ 各境界は座標で法務局に届け出るため、畦畔が無い場合でも、座標により把握・復元することができます。

<※換地のイメージ>



Q12 圃場区画を変更しなくても、水路、道路だけの改善は出来ないのですか？

A12

受益者負担のない事業では水路、道路だけの改善は出来ません。

受益者負担のある事業であれば可能です。なお日吉津村の考え方によりますが、地元負担として事業費の20%程度が必要となってきます。

Q13 推進のためには農家が役割を果たす必要があると聞きましたが、どのように行うのですか？

A13

地域の農家の皆さんで、何を作付けしていきたいか、誰を担い手に考えていくか等を話し合っ決めていただく事が必要となります。(Q8をご覧ください。)

また、地域ごとに工事委員、営農委員、換地委員を決めていただき、農家の皆さんとの調整をしていただきます。

委員	役割	人数
農家代表委員会	事業の全体の推進 下記3部門の専門委員を兼ねる	10~15名
工事委員	整備する区画、水路等の整備内容の検討	5名程度

営農委員	整備後の営農計画の検討	5名程度
換地委員	換地の案、土地評価の案等の検討	5名程度

委員の人数は他地区の例です。地域によって話し合い、意見の集約のしやすさ等により設定できます。

Q14 日吉津村で圃場整備を行うとしたら、どのような方法が考えられますか？

A14

- ★ 地域の話し合いの結果を基本として、以下が考えられます。
- ★ 農振白地地域（集落周辺など）は事業の対象になりません。

内容	<別紙1>での主な想定
大区画、中区画等のエリアを区分した整備	大区画－①日吉津上側、②富吉431南側 中区画－②富吉431北側、⑤樽樽屋 現状維持－③海川東、④イオン北川畑地、⑥今吉
水稻、畑作等のエリアを区分した整備	稲作中心－①日吉津上側、②富吉431南側、⑤樽屋 畑作中心－②富吉431北側 現状維持－③海川東、④イオン北川畑地、⑥今吉

- ★ブロック毎に計画することも、全体で計画してブロック毎に施行することも可能ですが、採択要件を判断する際に差が出ます。
- ★具体的には、今後の検討となります。

Q15 減歩とは何ですか？

A15

水田地域は、農地（本地＋畦畔）、道路敷、水路敷で構成されています。圃場整備事業で区画を大きくする場合は畦畔面積は少なくなり、また水路をパイプライン化する場合は水路敷面積は少なくなります。

一方、道路や水路を大きくする場合には新たな敷地が必要となるため、この必要な用地を地主の皆さんの農地（本地＋畦畔）から一定の割合で提供していただくことを減歩（減歩率）といいます。

例えば、農地（本地＋畦畔）が1,000m²、道路敷・水路敷が500m²で、減歩率が6%の場合は、以下のとおりとなります。

区分	整備前	減歩率	増▲減	整備後
農地（本地＋畦畔）	1,000m ²	6%	▲60m ²	940m ²

道路敷・水路敷	500m ²	—	60m ²	560m ²
合計	1,500m ²	—	増減なし	1,500m ²

〔他地区の減歩率（参考値）〕
 【平地】皆生地区（6%）、富益地区（3%）、淀江地区（3%）
 【中山間地】白谷地区（14%）、印賀地区（7%）

Q16 水利費はどうなりますか？

A16

箕蚊屋土地改良区への賦課金には以下の2種類があります。

名称	種類	圃場整備後の対応
特別賦課金	圃場整備事業に係る自己負担金	この度の自己負担金徴収(Q7参照)は、日吉津村役場に対応をお願いしています
経常賦課金	整備された基幹水路等の維持管理費（水利費）	従来どおり (10a 当たり田 2,640 円、畑 528 円)

なお、水路をパイプライン化する場合には新たにポンプ施設の電気代が必要になる等、従来の維持管理の方法が大きく変わるため、この場合には箕蚊屋土地改良区との協議が必要となります。

Q17 工事中の転作の取り扱いはどうなりますか？

A17

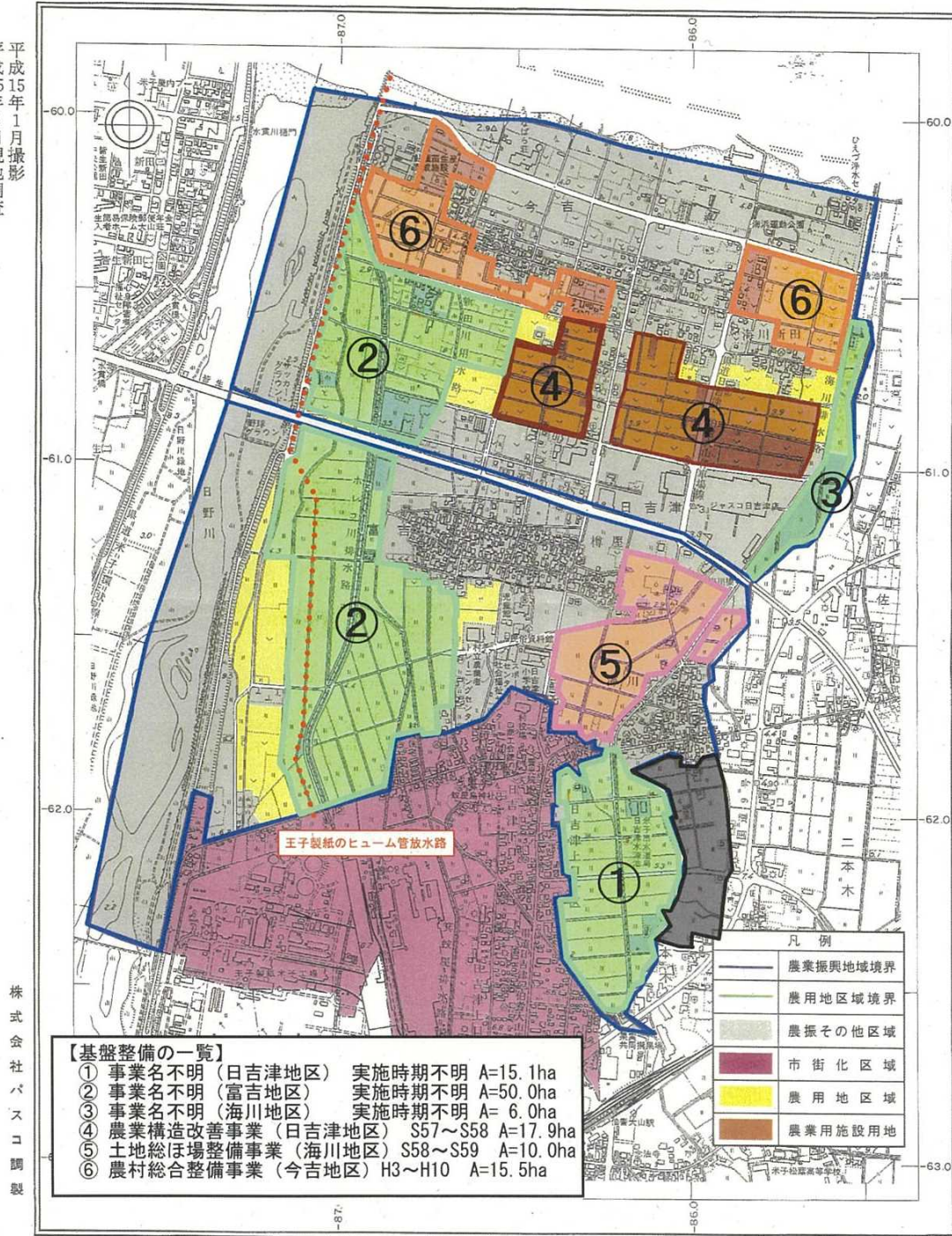
工事中の区域は転作と見なされる（カウントされる）ため、日吉津村地域農業再生協議会が定める村全体の水稻の目標作付面積が減らされることはありません。

[令和3年度の目標作付面積：主食用米 62.8ha]

なお、工事中の区域内にある水田は、各種転作支援策（助成金）の対象とはなりませんので御承知ください。詳細については、日吉津村地域農業再生協議会にお問い合わせください。（0859-27-5953）

日吉津農業振興地域整備計画図

平成15年1月撮影
平成15年2月現地調査



株式会社パスコ調製

本図は、平成15年3月現在迄の資料に基づき作成されたものであり、変更のある場合は、最新の情報に基づき訂正されるものとします。

1:10,000

主な土地改良事業

事業主体	県営事業				団体営事業（市町村営等）																																																										
国事業	農地中間管理機構関連農地整備事業		農業競争力強化農地整備事業		農地耕作条件改善事業		しっかり守る農林基盤交付金																																																								
概要	機構が借り入れている農地について、 農業者からの申請、同意、費用負担を求めない 農地の大区画化等の整備を実施。		機構と連携した担い手への農地集積や生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等に資するための農地整備を総合的に実施。		農地中間管理事業の重点実施区域において、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための 簡易な基盤整備 やきめ細かな ソフト対策 を一括支援		農地を含む農地周りのきめ細かな整備及び小規模な補修、山腹水路やため池などの防災措置に要する経費を市町村に助成。 【県単独事業】																																																								
工種	区画整理、農用地造成 ※いずれか1以上を実施		区画整理、暗渠排水 ※上記と併せ、用排水施設、農道、客土等の実施も可能		○ハード対策 用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、耕作放棄地解消整備等 ○ソフト対策（ハード対策と併せ実施） 導入作物に応じた支援（土壌改良、果樹棚等）、維持管理労力省力化（法面保護、法面小段等）、高収益作物導入支援（導入1年目の種子肥料、農業機械リース等）		用排水施設、農林道、ほ場（暗渠排水）、ため池、その他土地改良施設等																																																								
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> 事業対象農地のすべてについて農地中間管理権を設定（15年以上） 事業対象農地面積10ha（中山間地域等は5ha）以上 事業対象農地を構成する各団地は1ha（中山間地域は0.5ha）以上の連担化した農地 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化 事業実施地域の収益性が事業完了後5年（果樹は10年）以内に20%以上向上 ※その他細部要件あり		<ul style="list-style-type: none"> 事業対象農地面積20ha（中山間地域等は10ha）以上 事業完了時における担い手農地集積率又は集約率の増加要件あり。 例：事業開始時集積率40～50%→事業完了時10%以上増加すること		<ul style="list-style-type: none"> 総事業費200万円以上 受益者数2者以上 機構との連携概要策定 農地集積促進計画の策定 機構事業の重点実施区域等で実施 ※受益者が農業生産法人の場合、法人を構成する農業者をカウントできる。		<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助事業の対象とならない事業 受益者数2者以上 ※受益者が担い手農業者及び市町村が認める意欲的な農林業者の場合は1戸でも可																																																								
負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中山間</td> <td>62.5</td> <td>27.5</td> <td>10</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			国	県	市町村	地元	一般					中山間	62.5	27.5	10	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>50</td> <td>28</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>中山間</td> <td>55</td> <td>30</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>			国	県	市町村	地元	一般	50	28	10	12	中山間	55	30	10	5	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>50</td> <td>市町村と同</td> <td>15～25</td> <td>残額</td> </tr> <tr> <td>中山間</td> <td>55</td> <td>総</td> <td>※実績</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			国	県	市町村	地元	一般	50	市町村と同	15～25	残額	中山間	55	総	※実績		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全域</td> <td>-</td> <td>最大50</td> <td>30～40</td> <td>10～20</td> </tr> </tbody> </table>			国	県	市町村	地元	全域	-	最大50	30～40	10～20
	国	県	市町村	地元																																																											
一般																																																															
中山間	62.5	27.5	10	-																																																											
	国	県	市町村	地元																																																											
一般	50	28	10	12																																																											
中山間	55	30	10	5																																																											
	国	県	市町村	地元																																																											
一般	50	市町村と同	15～25	残額																																																											
中山間	55	総	※実績																																																												
	国	県	市町村	地元																																																											
全域	-	最大50	30～40	10～20																																																											
農業者負担軽減策	○推進費 推進費（全額国費で、上記62.5%に含まれる）の交付により、 地元負担を伴わない。		○促進費 中心経営体集積率・集約化率のレベルに応じて段階的に交付（ 実質の地元負担すべてを補填することも可能 ） 例 集積率：85%以上⇒8.5% さらに集約80%以上⇒12.5%		○農家負担金軽減支援対策 農地有効利用推進支援事業の活用により、担い手への農地集積が8割以上となる地区に対して、農家負担金の 償還利子相当額等を一部助成																																																										

小
←
→
 大

日吉津村農業将来ビジョンと施策の体系

日吉津村 : 日吉津村農業未来会議

村民の声 (H30,R1,R2) 農業未来会議委員の声 (R2,3) 95件

<p>1 ビジョンを明確にしてほしい ⑧</p> <p>2 緊急に実施してほしい</p> <p>ア すぐに対策すべき ⑥</p> <p>イ 補助金と施策の充実 ⑦</p> <p>ウ 個別の悩みの相談 ⑦</p> <p>3 将来を展望した施策が必要</p> <p>ア 多様な担い手の育成と支援 ⑯</p> <p>イ 収益性の向上と明確化 ⑦</p> <p>ウ 参加の促進 ⑧</p> <p>エ 水路、農道の維持管理の改善⑨</p>	<p>4 圃場整備について</p> <p>ア 圃場整備が必要だ ⑤</p> <p>イ 十分な説明や合意形成が必要⑧</p> <p>ウ 情報が少なく判断できない③</p> <p>5 畑地の利用を進めるべき③</p> <p>6 その他⑧</p> <p>役場の体制強化が必要 など</p>
---	--

<p>制度運用の改善 (R3~)</p> <p>役場 9項目の改善に着手 (補助金以外の運用を逐次改善)</p>
--

<p>頑張る地域プラン事業 (R4~ 8)</p> <p>役場 県補助 9つの新規なソフト事業 必要に応じたハード事業 5年間の事業費 約6,300万円予定</p>
--

<p>令和3年12月の村民説明会</p> <p>村民の意見を受けて 今後一層の改善を実施</p>

<p>更なる施策の検討</p> <p>将来の施策の組み直し</p>
--

<p>農業者による「未来設計」と合意形成</p> <p>1 ブロックローテーションの見直し</p> <p>2 圃場整備の検討 (一問一答集参考)</p>

<p>〔10年間の推移〕</p> <p>①現在の担い手の経営の維持発展</p> <p>②担い手の突然の病気、引退</p> <p>③新たな担い手の登場</p> <p>④農業関係人口の確保</p>

<p>30年後の村の農業</p> <p>1 皆が助け合い幸せに暮らす村</p> <p>2 村の農地が綺麗で景観の美しい村</p> <p>3 農業の多様な担い手が活躍する村</p>
--

日吉津村農業未来会議